# いじめの防止等のための基本的な方針

令和7年10月 吉川市立南中学校

1+	1.0	め	1 —
ᇈ	دا	$\alpha$	ı

- 第1 南中学校いじめ防止基本方針の策定
- 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
  - 1 いじめの定義
  - 2 いじめの防止のために本校が実施する施策
    - (1) 本校におけるいじめ防止等の対策のための組織
    - (2) 本校におけるいじめ防止等に関する措置
  - 3 重大事態への対処
    - (1) 重大事態の定義
    - (2) 重大事態の発生と調査時の対応
    - (3)情報提供及び調査報告
    - (4) 市長による再調査及び措置
- 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

# はじめに

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号以下「法」という。)が公布され、 以降、文部科学大臣による「いじめ防止等のための基本的な方針」及び埼玉県による 「埼玉県いじめ防止等のための基本的な方針」ならびに吉川市による「吉川市いじめ 防止等のための基本的な方針」が策定された。

本校においては、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」こと、また、「いじめは人として決して許されない人権侵害である」ことを常に意識し、さまざまな施策を行うことで、いじめの早期発見、解消に努めてきた。

令和4年12月に「吉川市いじめ防止等のための基本的な方針」が改訂されたことを受け、「吉川市立南中学校いじめの防止等のための基本的な方針」(以下「南中学校いじめ防止基本方針」という。)は、これらの施策をより実効的なものとし、生徒の尊厳を守るため、学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に努めるよう、法第12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

# 第1 南中学校いじめ防止基本方針の策定

# (学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、 その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関す る基本的な方針を定めるものとする。

本校は、国、県の基本方針、吉川市いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめ等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「南中学校いじめ防止基本方針」として実情に応じて定める。また、策定に当たっては、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定めるよう、特に次の点に留意する。

- ・「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行できるよう盛り込む。その中に、いじめに関する複数回のアンケート調査の実施、埼玉県におけるいじめ撲滅強化月間に係る取組等を位置付ける。
- 年間の取組を検証し、基本方針を見直すことができるようにする。
- ・策定した「南中学校いじめ防止基本方針」については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- 年間の取組の評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図るよう、 取組実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

- ・年度当初に基本方針を確認すると共に、長期休業等には、いじめや暴力行為の防止に関する研修会を実施し、教職員の共通理解を図るとともに、資質向上を図る。
- ・「南中学校いじめ防止基本方針」では、学校いじめ対策組織の活動計画が具体的に記載されている「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、教職員に周知できるよう具体的な取組を行う。
- ・法第22条に基づく組織を、「南中学校いじめ防止基本方針」に定めた取組等を 実行する中核の組織として位置付ける。

# 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

# 1 いじめの定義

#### (定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行なわれるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等該当児童生徒がかかわっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を言う。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、 嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

# 2 いじめの防止のために本校が実施すべき施策

# (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に 行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有 する者その他により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものと する。

本校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置 を実効的かつ組織的に行うため、「南中学校いじめ問題対策委員会」(以下「問題 対策委員会」という。)を設置する。

この組織は、「南中学校いじめ防止基本方針」に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめ

と疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする母体となるものである。

この組織の構成員には、学年主任会(管理職(校長、教頭)、(主幹教諭)、教務主任、学年主任)、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭等の中から学校の実情により充てる。個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家(スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー)、弁護士(スクールロイヤー)、医師、警察官経験者(スクールサポーター)、PTA、地域の方など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

# (2) 本校におけるいじめ防止等に関する措置

学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に 当たる。

# ア いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、全ての生徒を対象 にいじめの未然防止に取り組む。その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな 傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律 上の扱いを学習する取組を行う。また日常的に以下の点に留意して取り組む。

#### (ア)教師の言動・姿勢

いじめを未然に防ぐことや、いじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教職員一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。また、いじめられている子どもの立場で指導・支援を行うためには、下記のことを念頭に置いて対応に当たる。

- ・子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの出すサインを、あらゆる 機会を捉えて見逃さない。
- 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って指導に当たる。
- ・いじめられている子どもを守り通すことを最優先に指導・支援する。
- ・教師は、日常の教育活動を通して常に子どもとの信頼関係の醸成に努める。 また、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長し たりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### (イ) 配慮が必要な生徒

次のような特に配慮が必要な生徒は、小中連携や中中連携による情報共有

も踏まえ、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、 保護者との連携や周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。学校 として、当該生徒がいじめや差別の対象とならないよう、正しい知識を学ぶ 場を設け、感染症によるいじめや差別が生じないよう指導・支援する。

- ・発達障害を含む障がいがある生徒
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- 大規模災害等により被災した生徒や避難している生徒
- ・様々な未知の感染症に罹患した生徒 等

# (ウ) 学級づくり

いじめの発生を防止するために

- 生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。
- 生徒の学習や生活に係る意欲を高める活動を推進する。
- ・生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と協調して生きていくための社会的能力を育てる。

加えて、生徒に対し、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動を とる重要性を理解させるよう努める。また、未然防止の基本として、生徒が 心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事 に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。さらに、 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える人間関 係・学級風土・学校風土をつくる。

# (工) 学習指導

「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての 一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっ ては、特別支援教育の視点も積極的に加味する。

## (オ) インターネット等への理解

インターネット上のいじめや詐欺等の犯罪などのトラブルに生徒が巻き込まれる可能性が高まっている中、家庭や関係機関等と連携し、インターネットやSNSなどの適切な利用について、生徒の理解を深める。また、デジタルシチズンシップ教育の充実によるいじめの未然防止を図る。

#### (カ) 保護者間のネットワークづくり

学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対策について話し合う機会を積極的につくる。また、「親の学習」の推進により、いじめ防止等のための保護者の役割について啓発を図る。

#### (キ)地域・関係機関との連携

学校運営協議会や「南中お助け隊」を活用し、地域の方々とのいじめ情報に関する連携をおこなう。

#### イ 早期発見

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい状況下で発生することが多いため、教職員は日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒の変化や危険信号を見逃すことのないようアンテナを高く保ち感度を上げる必要がある。あわせて、学校として定期的なアンケート調査(「心と体の安全点検」)や教育相談の実施、心の健康アプリ「ここね」の分析も踏まえ、生徒がいじめを訴えやすい体制を整備し、いじめの実態把握に取り組む。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。また、アンケート調査や個人面談において、生徒からの相談に対し、迅速に対応することを徹底する。

# ウ いじめに対する措置

# (いじめに対する措置)

第23条第2項 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校 に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときには、速やかに、当該 児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、 その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によっては、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合においえて必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めると きは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童 等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄 警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

- (ア) いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないよう、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。
  - いじめている子どもへの指導
  - いじめられている子どもへの支援
  - 周りではやし立てる子どもへの対応
  - 見て見ぬふりをする子どもへの対応
  - ・学級・学校全体への対応
- (イ) 各教職員は、「南中学校いじめ防止基本方針」等に沿って、いじめに係る 情報を適切に記録しておく必要がある。
- (ウ) 学校は、いじめが認知された場合は、教育委員会へ報告する。
- (エ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと判断されるときは、吉川警察署 (TEL:048-958-0110) と連携して対処する。

#### エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。但し、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

(イ)被害者生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者 生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

# 3 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

吉川市いじめ防止基本方針を受け、本校では、法第28条第1項の規定に加え、

明確な事故又は病死以外の死亡事案のすべてを含めた事態を重大事態とする。

ア 法第28条における重大事態として取り扱う事態

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な 被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (ア)「学校の設置者」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和3 1年法律第162号)により、学校の設置・管理を行う教育委員会となる。
- (イ)「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」とは、以下のようなケースが考えられる。
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な生涯を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- (ウ)「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の相当な期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する。
- (エ) 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった ときは、その時点で学校が重大事態ではないと捉えた事案であっても、学校 または教育委員会は重大事態として調査に当たる。

#### イ 明確な事故又は病死以外の死亡事案

明確な事故又は病死以外で死亡した場合は、すべて重大事態として、法第28条に基づく調査に当たる。こうした死亡事案が発生した場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った背景調査を実施する。また自殺が疑われる場合は、文部科学省が策定した「児童生徒の自殺が起きた時の調査の指針」(平成23年3月、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議発)を参考とする。

#### (2) 重大事態の発生と調査時の対応

ア 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会に事態発生について報告する。

また、教育委員会は、市長にこれを報告する。

- 「重大事態」の意味を全関係者が理解するよう、日頃より研修を実施する。また、調査開始時には、全校の共通理解事項として再度研修を実施する。
- ・詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしないこと。
- イ 重大事態に係る調査の主体は、教育委員会又は学校とする。どちらが主体になるかは、重大事態への対処や保護者の訴えおよび学校の教育活動への支障の有無等を踏まえ、教育委員会が決定する。
- ウ 教育委員会が調査主体となる場合は、吉川市いじめ問題対策委員会を調査の ための組織として位置付ける。
- エ 学校が調査主体となる場合は、法第22条の規定に基づく校内いじめ対策委員会を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。その際、個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する第三者(当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者)の参加を図る。また、法第28条第3項の規定に基づき、教育委員会から必要な指導および適切な支援を受け、調査を実施する。

#### (3)情報提供及び調査報告

ア 生徒及びその保護者への情報提供

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事 実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によ り明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対し て、適切に説明する。

#### イ 調査結果の報告

調査結果については、学校は教育委員会へ、教育委員は市長へ報告する。また、上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

# ウ 調査結果を踏まえた措置

教育委員会は、当該調査に係る対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。また、学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

# (4) 市長による再調査及び措置

# (公立の学校に係る対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対象又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときには、付属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を 議会に報告しなければならない。

#### 4 (略)

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

### ア 再調査

重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該 重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要と認めるときは、再調査を行う。 この再調査は、吉川市いじめ問題再調査委員会が行う。学校として、再調査に も真摯に対応をする。

# イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。また、市長は、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。議会に報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しての必要な配慮を行う。

# 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は毎年度、問題対策委員会において「南中学校いじめ防止基本方針」にある 各施策の効果を検証し、見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められる ときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。